

I. 検討事項 教員養成の在り方

令和8年11月10日(月)「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議(第8回)」より

現在、外国人児童生徒等が増加し多様化している状況において、外国人児童生徒等教育について、教員となる全ての学生が一定の知識を学修しておくことが一層重要である。例えば、モデルプログラム(*1)も参考に、教職課程において、外国人児童生徒等教育に関して、全ての学生が共通して学ぶべき基礎的な知識としてどのような内容が考えられるか。また、上記の共通して学ぶべき内容に加えて、外国人児童生徒等教育に携わる教員の専門性として身に着けておくべき発展的な内容としてどのようなことが考えられるか。

2. 委員及びヒアリング対象者からの主な意見

*1…外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム 5頁に詳細記載

カリキュラム設計の見直し

- ある特定の学生や教員が外国人児童生徒教育等について学ぶのではなくて、全ての学生、教員が学ぶことを必修化していく流れは非常に重要である。
- 現行の教職課程コアカリキュラムでは、特別支援の中で外国人児童生徒等に関する内容が扱われているが、違和感や抵抗感があるという声もある。外国人児童生徒等教育は特別支援教育とは異なる専門性が必要であるため、見直しの検討を。扱う時間も不十分であり、多文化共生社会の観点として位置付けるなど拡充が必要。
- 教育振興基本計画でも、多様な教育ニーズへの対応とか、多様性、包摂性の重要性ということが指摘されているところ。個別の議論だけでなく、他の課題と重なり合う形で外国人児童生徒等教育や多様性に関する教育を位置付ける必要がある。
- 現在の学校は非常に複雑な背景をもつ子供たちがおり、それぞれのカテゴリーについて専門的に学ぶことには限界がある。足し算ではなく統合的なカリキュラムの設計が必要。 全ての教職員に必要な「多様性に関する資質・能力」を整理することが改めて重要。
- 基本的な教職専門に加えて「強み」という観点でカリキュラムを考えていくことも重要。外国人児童生徒等教育の関連科目を体系化し、履修証明書を発行する取組もある。
- 専門性を深めたい学生には「日本語教育方法論」などの科目をオプションとして提供することも考えられる。登録日本語教員の制度は成人対象が基本となっているため、子供向けの内容を含める工夫が必要。
- 全員が学ぶ基礎的内容、専門性を持つ人が学ぶ応用的内容、登録日本語教員を目指す人が履修する高度な内容という三段階の構成が必要。

日本語指導担当教師等の指導力の向上に関する議論について

令和8年11月10日(月)「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議(第8回)」より

共通して学ぶべき内容

- 複数言語環境で育つ子供について、組織的な対応の必要性の理解に加えて、その特性や学習過程の理解、支援の方法も学ぶ必要がある。
- 外国人児童生徒等の存在は、日本の児童生徒が共生社会の一員として成長するために非常に大切。その視点をもったうえで、大学のうちに、外国人児童生徒等の困難を理解するために、外国につながる人々と触れ合う機会をもつなど、当事者との出会いが有効である。
- 日本人・外国人を問わず、児童生徒一人ひとりを理解する力が教員には求められる。なお、専門教科に関わらず、人権尊重、異文化理解や多文化共生の理念などに関する共通理解を深める必要もある。
- 現代の学校現場には、外国ルーツ、障害、性的マイノリティ、貧困・虐待など多様な背景を持つ児童生徒が存在している。そうした子供たちに共感できる人権感覚の高い学生の育成が重要。
- 平等や公正、差別や排除、マジョリティの特権、長所や強みの視点などについて、包括的な理念として学ぶべきである。
- 生徒指導や教科指導のコアカリキュラムにおいても、多様性の包摶を踏まえたものに変えていくことがポイントになる。そのため、「社会モデル」の考え方をすべての教職員がもつことが重要。

その他

- 強みとして専門的な知識を身に付けることは価値があるが、採用の段階で大学で学んだことが活かされるような配置の仕組み等、学生にとってインセンティブとなる仕組みが必要。
- 教育学部に日本語教育の専門教員を増やすためには、免許の在り方自体を検討していくことが重要。ゲストスピーカーなどを活用して、学校現場や地域と連携しながら授業を行っていくなど工夫が必要である。

全員が学ぶべき基礎的な内容として、
多文化共生の理念をもとにした
外国人児童生徒等教育を位置付けるべき

多様性の包摶にむけて、共通する要素を包括的に学ぶなどカリキュラムの工夫を

「強み」として日本語指導の専門性を高め、**インセンティブ**となる仕組みの構築を

普通免許状の取得に当たって修得を要する単位

■ 小学校教諭 (単位)							■ 中学校教諭 (単位)						
教科部分	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種	教科及び教科の指導法に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種				
教科及び教科の指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教科に関する専門的事項※1 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）※2 	30	30	16	教科及び教科の指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教科に関する専門的事項※1 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）※2 	28	28	12				
教育の基礎的理 解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解※3 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） 	10	10	6	教育の基礎的理 解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解※3 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。） 	10	10	6				
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 道徳の理論及び指導法※4 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法※5 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 	10	10	6	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 道徳の理論及び指導法※4 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法※5 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 	10	10	6				
教育実践に関する科目	教育実習	5	5	5	教育実践に関する科目	教育実習	5	5	5				
	教職実践演習	2	2	2		教職実践演習	2	2	2				
大学が独自に設定する科目	※大学によっては関連科目の配置あり	26	2	2	大学が独自に設定する科目	※大学によっては関連科目の配置あり	28	4	4				
教職部分	+ 「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」（各 2 単位、計 8 単位）	83	59	37	+ 「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」（各 2 单位、計 8 単位）	83	59	35					

※1 國語、社會、算數、理科、生活、音樂、圖画工作、家庭、體育及び外國語（以下「國語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち 1 以上の科目を修得

※2 専修免許状又は一種免許状の場合は、國語等の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ 1 単位以上、二種免許状の場合には 6 以上教科の指導法に関する科目について、それぞれ 1 単位以上を修得

※3 1 単位以上を修得

※4 専修免許状又は一種免許状の場合は 2 単位以上、二種免許状の場合には 1 単位以上を修得

※5 「教育職員免許法施行規則要の一部を改正する省令（令和 3 年文部科学省令第 35 号）」（令和 3 年 8 月 4 日公布、令和 4 年 4 月 1 日施行）により、1 単位以上を修得

※1 例えば、数学の場合、代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータについて、それぞれ 1 以上の科目を修得

※2 専修免許状又は一種免許状の場合は 8 単位以上、二種免許状の場合には 2 単位以上を修得

※3 1 単位以上を修得

※4 専修免許状又は一種免許状の場合は 2 単位以上、二種免許状の場合には 1 単位以上を修得

※5 「教育職員免許法施行規則要の一部を改正する省令（令和 3 年文部科学省令第 35 号）」（令和 3 年 8 月 4 日公布、令和 4 年 4 月 1 日施行）により、1 単位以上を修得

教職課程コアカリキュラム(令和3年8月4日 教員養成部会決定)

特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解

全体目標:

通常の学級にも在籍している発達障害や軽度知的障害をはじめとする様々な障害等により特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒が授業において学習活動に参加している実感・達成感をもちながら学び、生きる力を身に付けていくことができるよう、幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難を理解し、個別の教育的ニーズに対して、他の教員や関係機関と連携しながら組織的に対応していくために必要な知識や支援方法を理解する。

(1) 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の理解

一般目標:

特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の障害の特性及び心身の発達を理解する。

到達目標:

- 1) インクルーシブ教育システムを含めた特別支援教育に関する制度の理念や仕組みを理解している。
- 2) 発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の心身の発達、心理的特性及び学習の過程を理解している。
- 3) 視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱等を含む様々な障害のある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難について基礎的な知識を身に付けている。

(2) 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の教育課程及び支援の方法

一般目標:

特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育課程や支援の方法を理解する。

到達目標:

- 1) 発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する支援の方法について例示することができる。
- 2) 「通級による指導」及び「自立活動」の教育課程上の位置付けと内容を理解している。
- 3) 特別支援教育に関する教育課程の枠組みを踏まえ、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成する意義と方法を理解している。
- 4) 特別支援教育コーディネーター、関係機関・家庭と連携しながら支援体制を構築することの必要性を理解している。

(3) 障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援

一般目標:

障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難とその対応を理解する。

到達目標:

- 1) 母国語や貧困の問題等により特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難や組織的な対応の必要性を理解している。

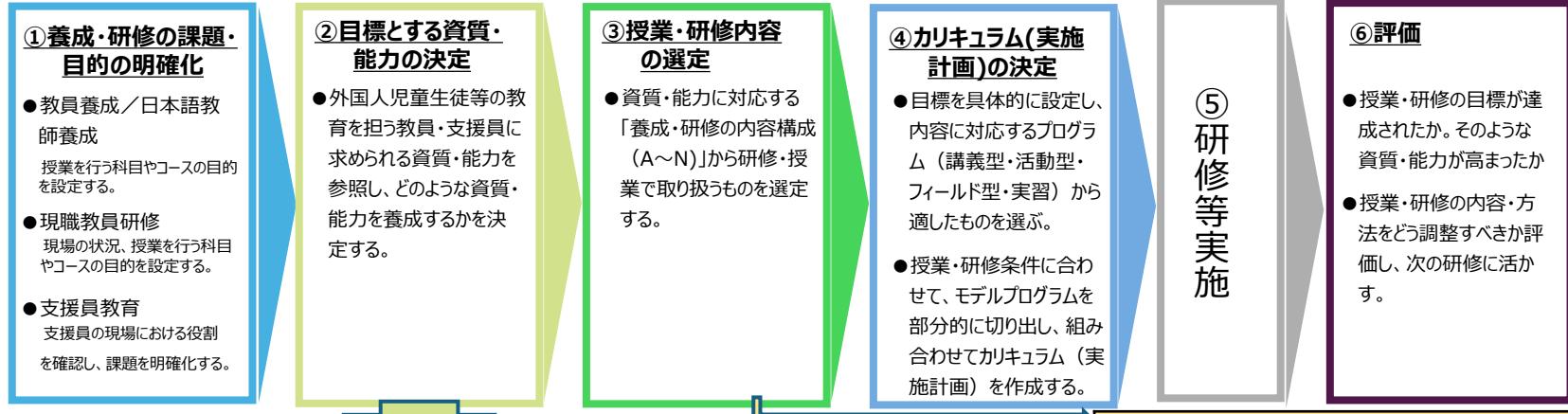
外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラムの内容

概要

- 外国人児童生徒等の教育を担う教員や支援者の資質・能力の向上を図るため、指導経験、地域や学校の状況・課題等に応じて体系的な養成・研修を行うことを可能とするモデルプログラムを開発し、教育委員会や大学等に周知し、活用を依頼。
- (文部科学省委託事業により、公益社団法人日本語教育学会が作成。2019年度に完成)



モデルプログラムの活用の方法



資質・能力の4要素と課題領域		求められる具体的な力	養成・研修の内容構成	
捉える力	子どもの実態の把握	文化間移動と発達の視点から、外国人児童生徒等の状況を把握することができる。	A 外国人児童生徒等教育の課題	H 子どもの日本語教育の理論と方法
	社会的背景の理解	外国人児童生徒等の背景や将来を、社会的、歴史的文脈に位置付けることができる。	B 外国人児童生徒等教育の背景・現状・施策	I 日本語指導の計画と実施
育む力	日本語・教科の力の育成	外国人児童生徒等の実態等に応じ、言語教育に関する専門的知識に基づいて、日本語・教科の教育を行なうことができる。	C 学校の受け入れ体制	J 在籍学級での学習支援
	異文化間能力の涵養	外国人児童生徒等と周囲の子どもとの相互作用を通して、双方に異文化間能力を育てることができる。	D 文化適応	K 社会参加とキャリア教育
つなぐ力	学校づくり	保護者や地域の関係者と連携・協力して、よりよい支援、教育のための学校体制をつくることができる。	E 母語・母文化・アイデンティティ	L 保護者・地域とのネットワーク
	地域づくり	異なる立場の人々と協働しながら、学習環境としての地域づくりをすることができる。	F 言語と認知の発達	M 現場における実践（実地教育・研修）
変える／変わらる力	多文化共生社会の実現	社会的正義と公正性を意識し、多文化共生を具現化することができる。	G 日本語の特徴	N 成長する教師（教員・支援員）
	教師としての成長	外国人児童生徒等に関する教育・支援活動を振り返り、自己の成長につなげることができる。		

モデルプログラムの詳細については、日本語教育学会のホームページをご覧ください。 <https://mo-mo-pro.com/>